

総合健診のご案内! 総合健診が始まります

浦添市保健相談センター
お問い合わせ
☎9421(4750)・4751・4752

浦添市では、高血圧、糖尿病、脂質異常症を原因とする心疾患、脳血管疾患、慢性腎臓病の方が増えてきています。

総合健診は、生活習慣病に重点をおいた「特定健診等」と「がん検診」を併せた浦添市独自の総称です。対象者は特定健診を自己負担額なしで受けることができ、がん検診も少ない自己負担額で受けることができます。

受診期間	特定健診・長寿健診	平成27年5月1日～平成28年3月31日
	がん検診・生活保護一般健診	平成27年5月1日～平成28年2月29日
受診方法	個別健診	県内の指定医療機関で実施
	集団健診	浦添市保健相談センターで実施

～通院中の方へお願い～
「通院しているから大丈夫!」という安心は禁物です。治療中以外の病気の予防及び早期発見のためにも、総合健診を受ける必要があります。

【対象者】
浦添市国民健康保険に加入している30歳～74歳までの方
※国民健康保険被保険者証だけで受診できます(自己負担額なし)。

【特定健診】
浦添市に居住する後期高齢者医療制度の被保険者
※対象者には長寿健康診査受診券を送付します(自己負担額なし)。

【生活保護一般健診】
浦添市民で40歳以上の生活保護受給者
※生活保護一般健診は「平成27年度がん検診等受診券」を利用して受診することができます(自己負担額なし)。

【がん検診】
対象者には、4月末に「平成27年度がん検診等受診券」を送付しています(自己負担額あり)。

①胃がん検診(40歳以上の方)
②肺がん検診(40歳以上の方)
③大腸がん検診(40歳以上の方)

【予約】
受診したい病院を選び、電話で連絡する。
【持参するもの】
○特定健診受診の場合
 国民健康保険者証
 (受診券一体型)
○長寿健診受診の場合
 長寿健診受診券
○がん検診受診の場合
 がん検診等受診券
【健診結果】
医療機関から結果が届きます。
【保健指導】
保健指導が必要な方には、健康づくり課よりお知らせ致します。

④乳がん検診は40歳以上の女性(偶数年齢の方)
⑤子宮頸がん検診は20歳以上の女性(偶数年齢の方)
⑥歯周疾患検診
(30、35、40、45、50、55、60、65、70歳)
※検査項目・料金・集団健診・実施医療機関の詳細は、平成27年度がん検診等受診券または市ホームページをご覧ください。

指定医療機関で受診する場合

【予約】
受診したい病院を選び、電話で連絡する。
【持参するもの】
○特定健診受診の場合
 国民健康保険者証
 (受診券一体型)
○長寿健診受診の場合
 長寿健診受診券
○がん検診受診の場合
 がん検診等受診券
【健診結果】
医療機関から結果が届きます。
【保健指導】
保健指導が必要な方には、健康づくり課よりお知らせ致します。

2歳児歯科健診事業がはじまります

お問い合わせ ことも健康課(保健相談センター内)
☎8751-2100

お子さんの歯とお口の健康を守るため、平成27年度より2歳児歯科健診事業がはじまります。1歳6か月から3歳にかけて、むし歯の数は急激に増加します。

むし歯の原因として考えられる事

- 仕上げ磨きを時々しかしない・まったくしない
- おやつ時間を決めていない
- 母親または父親がタバコを吸っている
- フッ素塗布をしない

乳歯のむし歯を放っておくと...

- 永久歯もむし歯になりやすい
- 歯並びが悪くなる
- 偏食が多い
- うまくしゃべれない
- 心臓や腎臓の病気の原因にもなる
- 健康にも影響します。

むし歯は予防ができます!!

●2歳児歯科健診事業
【対象】2歳～3歳未満(3歳のお誕生日前日まで)の子

【場所】浦添市と契約している歯科医療機関
【費用】自己負担額無料(公費負担)
【健診の内容】
○歯の診察
○歯磨きの仕方・保健指導
○フッ素塗布
※詳細は通知書の内容をご確認ください。お子さんのむし歯を予防し、健康なお口を保つために、2歳児歯科健診を受診しましょう。
乳幼児健康診査の受診も忘れずに!
次の年齢のお子様を対象に、公費負担(自己負担額無料)で乳幼児健診を実施しています。
○乳幼児健康診査/3～4か月(前期)・9～10か月(後期)
○1歳6ヶ月児健康診査/1歳6か月頃～2歳未満(2歳のお誕生日以降は受診できません。)
○3歳児健康診査/3歳6か月頃～4歳未満(4歳のお誕生日以降は受診できません。)
対象となるお子さんの保護者の方に、健診の通知をしています。

お知らせ

柔道整復(整骨院・接骨院)の正しいかかり方

国民健康保険課(内線3713・3714)

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる際、国民健康保険の対象となる場合とならない場合があります。看板に「各種保険取り扱い」と書いてある場合でも、どのような場合でも保険が使えるわけではありません。あとで全額自己負担となる場合もありますのでご注意ください。

施術を受ける時の注意事項

①負傷の原因(いつどこで、何をしてどんな症状)を正しく伝えてください!

外傷性の負傷でない場合や負傷原因が労働災害に該当する場合、または通勤途上に負った負傷では国民健康保険は使えません。

②病院での治療と重複はできません!
同一の負傷について、

同時期に整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受けた場合は、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。ただし、次の場合は認められます。

・同一月に医師から骨折の治療後、施術を依頼される場合
・医師が柔道整復師に骨折などの施術を同意する際、経過観察または一定期間後に再検査の指示を行なう場合。
③施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください!
施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

④療養費支給申請書は、自分で署名(サイン)してください!

負傷原因・負傷名・日数・金額をよく確認し、必ず自分で署名(サイン)をしてください。白紙の用紙にサインをするのは間違った請求につながりますのでご注意ください。

⑤領収書は必ずもらいましょう!
領収書を必ずもらい、金額に問題がないか確認しましょう。後日、国民健康保険課より送付される医療費通知で、金額や日数を確認してください。また、領収

書は医療費控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。
■施術内容についての調査
医療費適正化を図るため、支給要件に合致するか、また、柔道整復師からの請求内容に不正がないかを確認する必要があります。被保険者に対して施術内容についての照会文書送付や訪問指導をする場合があります。照会文書が届いたり、保健師が訪問してきた場合にはご協力をお願いします。

①疲労による肩こり、筋肉痛など。
②加齢による腰痛、五十肩など。
③医師の同意のない(不全)骨折、脱臼の治療(応急手当を除く)。
④関節リウマチなど内科的病気が原因のもの。
⑤施術目的以外の受療。
⑥過去の骨折や捻挫が数年経って自然に痛みだしたもの。
⑦椎間板ヘルニアなど、医師が治療すべきもの。
⑧医師の同意なく、同一の部位の治療で医師と柔道整復にかかっている場合。
⑨症状の改善が見られないのに漫然と施術が行なわれている場合。

保険証が使えない場合

- ①疲労による肩こり、筋肉痛など。
- ②加齢による腰痛、五十肩など。
- ③医師の同意のない(不全)骨折、脱臼の治療(応急手当を除く)。
- ④関節リウマチなど内科的病気が原因のもの。
- ⑤施術目的以外の受療。
- ⑥過去の骨折や捻挫が数年経って自然に痛みだしたもの。
- ⑦椎間板ヘルニアなど、医師が治療すべきもの。
- ⑧医師の同意なく、同一の部位の治療で医師と柔道整復にかかっている場合。
- ⑨症状の改善が見られないのに漫然と施術が行なわれている場合。

はじめよう!グリーンカーテン

～今年の夏は涼しく過ごして、楽しく節電～
お問い合わせ 環境保全課(内線3221)

⑩柔道整復師に認められている以外の整体術。
⑪外傷による骨折などでも、勤務中、通勤中に起きたものは不適用(労災保険の適用対象となるため)。
■保険証が使える場合
外傷によって生じた骨折・不全骨折(ひび)・脱臼・打撲・捻挫・肉離れであること。

骨折、不全骨折、脱臼の場合は、柔道整復師の施術を受ける前に、施術を受けることへの同意を医師から文書か口頭で得ていること。(ただし、応急手当の場合は除く)

グリーンカーテンとは

建物の壁面や窓等をゴーヤーなどのつる状の植物で覆うように育てて作る「地球環境にやさしい植物のカーテン」です。

その効果は

- ①建物に降り注ぐ日差しを吸収し、室温上昇を和らげます。
- ②葉の蒸散作用で涼しくなります。



▲市内小学校でのグリーンカーテンの取組み
▲ホームページはこちら